

日視連発第82号

令和7年9月22日

法制審議会民法（遺言関係）部会
部会長 大村敦志 殿

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
会長 竹下 義樹

民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案に対する意見

今般公表された民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案について、日本視覚障害者団体連合としての意見は、以下のとおりである。

第1 総論

遺言制度の見直しにおいては、視覚障害者が容易に自己の意思を表明でき、かつ、遺言の真正を確保できる方式が導入される必要がある。そして、この視覚障害者の意思表明の方法は、当該視覚障害者の年齢、見え方、視覚障害者となった時期など、その有する特性に応じて区々であり、点字による場合、音声の録音による場合、デジタル機器を用いたテキストデータによる場合など、多岐にわたる。また、視覚障害と聴覚障害を有する者の場合には、それぞれの障害の程度やいずれの障害が先に発症したかによって、意思表明の方法も異なり、点字や音声による場合に加えて、手書き文字、触手話、指点字を利用する場合、通訳・介助員を介して行う場合等がある。そうすると、遺言制度の改正においても、このような多様な意思表明の方法に対応できるよう、複数の方式が採用されることが適切であると考えられる。そして、採用される複数の方式のそれぞれについて、視覚障害者が、容易に自らの意思を表明し、独力で遺言を作成することができる制度となることが必要である。このような視点から、以下では、中間試案に示された甲案、乙案、丙案について、当連合の意見を述べる。

第2 甲1案に対する意見

1 意見

賛成である。但し、下記の各要望事項の実現を求める。

2 要望事項

（1）（注2）に記載されている「電子署名」の導入を検討する場合には、視覚障害者が単独で電子計算機を操作して行うことができるシステムの導入を求める。

【理由】

「電子署名」の制度が導入される場合、その「電子署名」を行うためのシステムが、音声による操作ガイドが装備される等、視覚障害者が理解可能であって、かつ、単独での操作が可能であるシステムでなければならない。そうでなければ、視覚障害者は利用できないこととなる、あるいは、支援者を通じて電子署名を行わざるを得ないこととなる。すなわち、「電子署名」が障壁となって、視覚障害者の利用控えが高まる可能性がある。

このことは、視力が低下した高齢者にも妥当するものと考えられる。遺言作成という場面では、制度の利用者として多くの高齢者が想定される。視覚障害者が単独で利用できるシステムは、高齢者も利用しやすいシステムとなり得るのであって、制度の利用を進めるためには必要な対応であると考えられるため、要望事項とした。

(2) (注4)に記載されている「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとする」との内容については、積極的な検討を求める。

【理由】

視覚障害者が甲1案の①に定められた方式を行う場合、電子計算機の利用に習熟していない視覚障害者は、遺言の内容を口述し、これを「遺言者の指示を受けた者」を通じて電磁的記録に記録することが想定される。この場合、視覚障害者がその後の②の方式を履行しようとする場合、電磁的記録に記録された遺言の全文を正確に復唱することは困難を伴う。そこで、「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述することで足りるとする規律となれば、電子計算機の利用に習熟しておらず、かつ、点字の利用にも困難を伴う状況にある視覚障害者にとっても利用しやすい方式となるため、要望事項とした。

(3) (注5)に記載された内容については、積極的な検討を求める。

【理由】

視覚障害者の中には、聴覚障害のある者も存在する。このような場合でも自己の意思により遺言の作成が可能である制度とすることは、遺言制度が「誰一人取り残さない」制度であることを示すこととなり、極めて重要である。このような観点からすれば、(注5)に記載されている「通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口述に代える」ものとすることは、様々な障害特性を有する者に多様な意思表示の方法を認めることとなるため、積極的な検討を求めたい。したがって、要望事項とした。

第3 甲2案に対する意見

1 意見

賛成である。但し、下記の各要望事項の実現を求める。

2 要望事項

(1) (①)に記載されている「電子署名」を検討する場合には、視覚障害者が単独で電子計算機を操作して行うことができるシステムの導入を求める。

【理由】

「電子署名」の制度が導入される場合、その「電子署名」を行うためのシステムが、音声による操作ガイドが装備される等、視覚障害者が理解可能であって、かつ、単独での操作が可能であるシステムでなければならない。そうでなければ、視覚障害者は利用できないこととなる、あるいは、支援者を通じて電子署名を行わざるを得ないこととなる。すなわち、「電子署名」が障壁となって、視覚障害者の利用控えが高まる可能性がある。

このことは、視力が低下した高齢者にも妥当するものと考えられる。遺言作成という場面では、制度の利用者として多くの高齢者が想定される。視覚障害者が単独で利用できるシステムは、高齢者も利用しやすいシステムとなり得るのであって、制度の利用を進めるためには必要な対応であると考えられるため、要望事項とした。

(2) ②に記載された「電磁的記録に記録されている遺言の全文」の口述に当たっては、同遺言を視覚的に確認できない視覚障害者による口述の方法を想定した制度とすることを求める

【理由】

甲2案では、遺言の真意性、真正性を確保するための手段として、電磁的記録に記録されている遺言の全文を遺言者自身が口述するものとされているが、当該電磁的記録に記録された遺言を電子計算機の画面等を視覚的に確認できない視覚障害者が口述するためには、例えば、遺言と同内容の文書を点字を用いて作成し、それを指先で確認しながら口述する方法や、電磁的記録に記録された遺言を、電子計算機の画面読み上げソフトを用いて音声で再生し、それを復唱する形で口述する方法などが考えられる。このように、遺言の内容を視覚的に確認できない視覚障害者でも、遺言の内容を口述することが可能となる方法を許容する規定とすることを求める。

(3) ③に記載された「録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録する方法」ないし、④に記載された「遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするとともに、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置」の具体的検討に当たっては、視覚障害者も単独で利用できる仕組みないしサービスとすることを求める。

【理由】

明示的には示されていないが、(注2)及び(注5)を読むと、甲2案は、民間事業者が関与し、遺言者が遺言の内容を口述している様子を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することを前提にしているようである。

係る業務を民間事業者に行わせる場合、当該サービスは、視覚障害のある利用者が、自らの意思のみに基づいてそのサービスを単独で利用できる方法ないし仕様とされなければならない。

例えば、当該サービスの利用を申し込む際に、サービスの説明が印刷物のみによって示されたり、サービス利用の申し込みに自署が求められるとすれば、視覚障害者は、家族や支援者による助力を得なければ甲2案の方式による遺言を行うことができなくなっ

てしまう。

そのため、甲２案の方式に関与する民間事業者の認証に当たっては、視覚障害者が単独で同事業者の提供するサービスを利用できるよう、環境の整備及び合理的配慮が万全に尽くされることを条件とするべきである。

第４ 乙案に対する意見

１ 意見

賛成である。但し、下記の各要望事項の実現を求める。

２ 要望事項

（１） ①に記載されている「電子署名」を検討する場合には、視覚障害者が単独で電子計算機を操作して行うことができるシステムの導入を求める。

【理由】

「電子署名」の制度が導入される場合、その「電子署名」を行うためのシステムが、音声による操作ガイドが装備される等、視覚障害者が理解可能であって、かつ、単独での操作が可能であるシステムでなければならない。そうでなければ、視覚障害者は利用できないこととなる、あるいは、支援者を通じて電子署名を行わざるを得ないこととなる。すなわち、「電子署名」が障壁となって、視覚障害者の利用控えが高まる可能性がある。

このことは、視力が低下した高齢者にも妥当するものと考えられる。遺言作成という場面では、制度の利用者として多くの高齢者が想定される。視覚障害者が単独で利用できるシステムは、高齢者も利用しやすいシステムとなり得るのであって、制度の利用を進めるためには必要な対応であると考えられるため、要望事項とした。

（２） ②に記載された「電子情報処理組織を使用する方法（オンラインの方法）」により、公的機関に対し、①の電磁的記録、申請情報及び添付情報を提供して、保管の申請をする方法が、視覚障害者にも単独で利用できるシステムとすることを求める。

【理由】

乙案では、原則的に、遺言者自身が、電子情報処理組織を使用する方法により、公的機関に対し、電磁的記録に記録された遺言、申請情報及び添付情報を提供して、保管の申請をすることが想定されている。

その具体的方法は示されていないが、例えば、公的機関のウェブサイトへのアップロードの方法とする場合には、そのウェブサイトのアクセシビリティが確保され、視覚障害者が、単独で、画面読み上げソフト等を用いて操作できるものである必要がある。

そのようなシステムでなければ、視覚障害者は、家族や支援者の助力がなければ単独で遺言を行うことができないことになってしまうからである。

（３） （注４）に記載された「遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとする」とについて積極的に検討されるよう求める。

【理由】

電子計算機等の画面を視覚で確認できない視覚障害者にとり、遺言の全文を口述することは極めて困難である。対応策としては、電磁的記録に記録された遺言と同内容の文書を点字で作成しこれを指先で確認しながら口述する方法か、電磁的記録に記録された遺言を電子計算機の画面読み上げソフトを利用して音声で再生させ、それを復唱する方法が考えられるが、前者は点字を使用することのできない視覚障害者には利用できない方法であるし、後者は電子計算機の使用に習熟していない視覚障害者には利用できない方法である。

そのため、乙案においては、遺言の真意性及び真正性を確保する手段としては、電子的記録に記録された遺言の内容の全文を遺言者に口述させる方法だけでなく、遺言者と公的機関の職員とのやり取りを通じて、オンラインで提出した遺言の内容を確認し、それが自己の遺言であることを、遺言者が公的機関の職員に対して宣誓する方法も認めるべきである。

第5 丙案に対する意見

1 意見

賛成である。但し、下記の各要望事項の実現を求める。

2 要望事項

(1) 丙案においては、遺言者が点字により印字された書面を提出し、提出された点字による書面及びこれを公的機関において墨訳（墨字（視覚的に表現される文字）に訳すこと）した書面を併せて保管する方法を認めることを求める。

【理由】

視覚障害者の中には、生来的に点字のみを文字として使用している者もあり、係る者が単独で遺言を作成することができるよう、点字により遺言を作成し、保管の申請を行うことを認める必要がある。

また、点字の経年変化による損耗の防止や、公的機関における内容確認の便宜のため、墨訳を行う必要があるとしても、これを申請者において行わせることとすべきではなく、公的機関において行うべきである。

この点、日本点字には漢字が存在しないことから、遺言に含まれる人名等の墨訳において漢字表記の誤りが生じないよう、公的機関の職員が申請者との対話等により表記の確認を実施することも必要となる。

(2) ①に記載された、「遺言者が、全文が記載された遺言書に署名すること」について、公的機関職員等による代筆等の措置を認めることを求める。

【理由】

視覚障害等により自ら署名することが困難な者であってもこの方式を利用することができるよう、本人確認及び意思確認のうえ、公的機関の職員等が代筆する等、本人の署名に代わる措置であって遺言の真正性を確保することができる措置を認める必要がある。

なお、代筆に当たっては、例えば、2名以上の職員等が立ち会うこと、職員が本人の請求に基づいて代筆した旨を記録することなどの、真正性を担保する措置も考えられる。

(3) ④に記載された、「遺言者が、公的機関に出頭し、①の遺言書に記載された遺言の全文(財産目録を除く。)を口述すること」については、書面の内容を視覚的に確認することが困難な視覚障害者による口述の方法を想定した制度とすることを求める。

【理由】

丙案では、遺言の真意性、真正性を確保するための手段として、提出された遺言の全文を遺言者自身が口述するものとされているが、墨字を読むことが困難な視覚障害者が、書面の全文を口述するためには、例えば、上記(1)の方法を利用して提出した点字の書面又は提出した墨字の書面を点訳したものを指先で確認しながら口述する方法や、電磁的記録に記録された遺言を、電子計算機の画面読み上げソフトを用いて音声で再生し、それを復唱する形で口述する方法などが考えられる。

このように、墨字を読むことが困難な視覚障害者でも、遺言の内容を口述することが可能となる方法を許容する規定とすることを求める。

(4) (注5)に記載された内容については、積極的な検討を求める。また、この際、視覚障害等により墨字を読むことが困難な者から保管の申請があった場合については、公的機関職員等が遺言者に対し、提出を受けた書面の全文を口述し、遺言者が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うこととすべきである。

【理由】

(注5)において、「遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の遺言書が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとする」とも考えられる。」との記載があるが、視覚障害により墨字を読むことが困難な者が、公的機関に対し提出した印刷物の内容が、自己の作成した遺言の内容に相違ないかを確認するためには、提出を受けた公的機関の職員が遺言者に対し提出を受けた書面の内容を読み聞かせることが必要であると考えられる。

(注5)における宣誓の方法に関し、主務省令がいかなる定めを置くかについては現時点では未定であると思われるが、視覚障害のない者の場合、提出した書面の内容を一読するなどして、提出された書面の真正性を自ら確認した後に宣誓を行うことが考えられる。

一方、視覚障害のある者については、誤った書面を提出したり、提出に際して書面のすり替えが行われたりした場合においても、その場で書面の内容を視覚的に確認することができないために、提出した書面が自己が作成し、保管を希望する遺言の内容と異なっていることを知ることができない危険性がある。

したがって、視覚障害のために墨字を読むことが困難な者から保管の申請があった場合においては、宣誓に先立って、公的機関の職員等が申請者に対し書面の全文を口述する措置を実施することが必要である。

以上